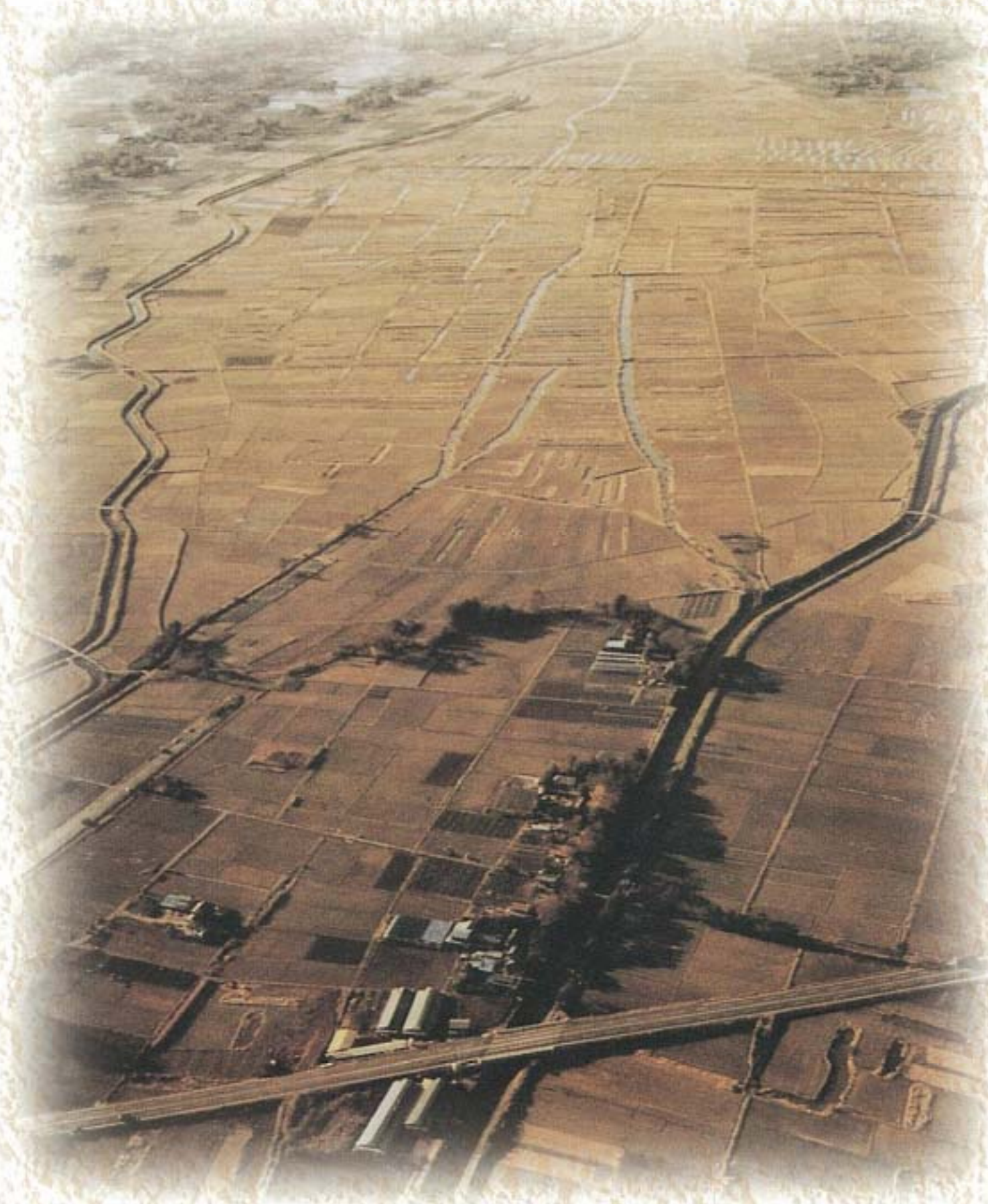
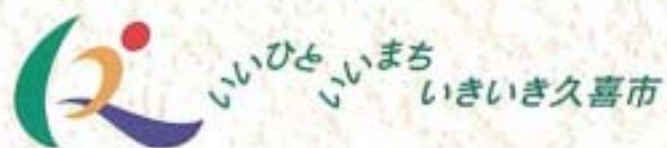


第13回 企画展

河原井沼の開発



32 昭和45年ごろの河原井沼



平成12年8月22日(火)～10月3日(火)

久喜市公文書館

「河原井沼の開発」を開催するにあたって

久喜市公文書館は、「歴史資料として重要な市の公文書その他の記録」の保存と活用を目的として平成5年10月に開館しました。公文書館では、公文書等の収集、整理、保存のほかに公文書館を多くの市民の皆様に利用していただくため、年2回の企画展や常設展を開催しております。

この度、13回目を迎える企画展としまして「河原井沼の開発」を開催することにいたしました。

現在、久喜菖蒲工業団地は久喜市の重要な産業基盤となっております。また、その中にあります公園は、市民の憩いの場所として親しまれておりますが、この久喜菖蒲工業団地が開発される以前は、堀上田が散在する沼地でした。この堀上田は、今から約280年前の江戸時代中期に、「河原井沼」と呼ばれた大きな溜井を開発してつくられたものです。このころになると、幕府財政に破たんが生じてきたため、八代将軍吉宗は、その立て直しを図るため、年貢の増徴策の一つとして新田開発を奨励しました。この推進役となった井沢弥惣兵衛は、これまで開発の対象外であった各地に残る多くの池沼に着目し、新田開発を行いました。代表的なものに、見沼の開発があります。河原井沼の開発もこのような新田開発の一環として、見沼代用水路の開削後に行われたものです。

今回の展示では、このような河原井沼の開発の様子を、当時の古文書等を中心にして紹介することにいたしました。

最後になりますが、今回の展示を開催するにあたりまして、貴重な資料を提供していただきました関係者の方々に心からお礼申し上げます。

平成12年8月

久喜市長 田 中 暄 二

協力者（敬称略・順不同）

石塚好、内田貞一、中太庄、野口二三雄、林信行、堀口洋一郎、茂木啓明
埼玉県立文書館

主な参考文献

- ① 見沼代用水土地改良区『見沼代用水沿革史』（1957）
- ② 久喜市教育委員会『久喜菖蒲工業団地の発祥』（1983）
- ③ 見沼土地改良区『見沼土地改良区史』（1988）
- ④ 埼玉県『新編埼玉県史 通史編4 近世2』（1989）
- ⑤ 白岡町『白岡町史 通史編 上巻』（1989）
- ⑥ 新井敏雄「河原井沼新田の開発」『一以てこれを貫く』（1995）
- ⑦ 宮代町郷土資料館『The 笠原沼』（2000）

I 開発前の河原井沼

河原井沼は、現在の菖蒲町から久喜市南西部、白岡町北部にかけて所在した沼です。往時は、南東部は樋ノ口・野牛（現白岡町）、東は江面・所久喜・中曽根、北西は戸ヶ崎の塚田（現菖蒲町）・芋莖（現騎西町）、西は戸ヶ崎・三箇・台（以上現菖蒲町）及び除堀・原の各村に囲まれた大きな沼でした。

享保10年(1725)の「川原井沼新田開発願書付」によりますと、

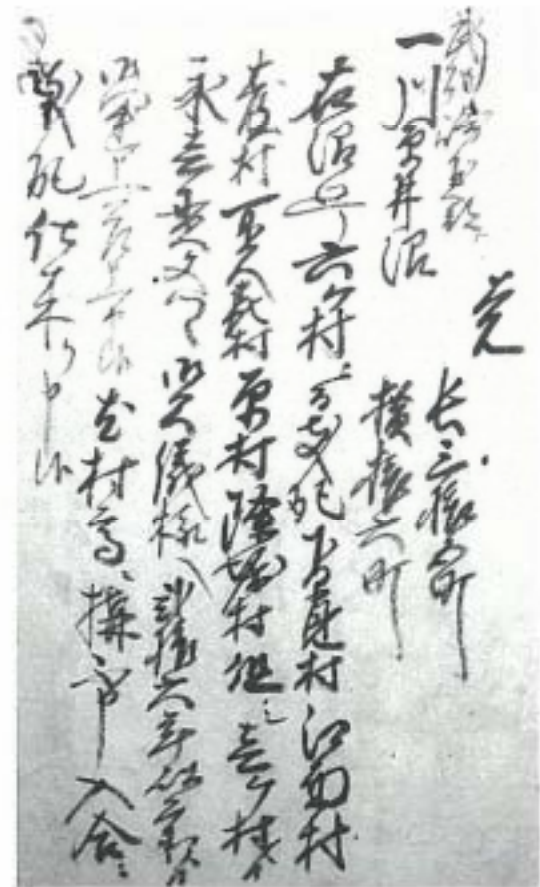
「川原井沼 長三拾五町 横拾六町 右沼廻り六ヶ村ニ而支配、下早見村、江面村、台村、所久喜村、原村、除堀村、但シ壺ヶ村より永壺貫文ツ、御公儀様へ式拾六年以前より御運上差上申候、尤村高二構不申入合ニ支配仕来り申候」

とあり、長さ35町(約3.8km) 横16町(約1.7km) もある広大な沼で、下早見村他5か村の入会地であったことが記されています。

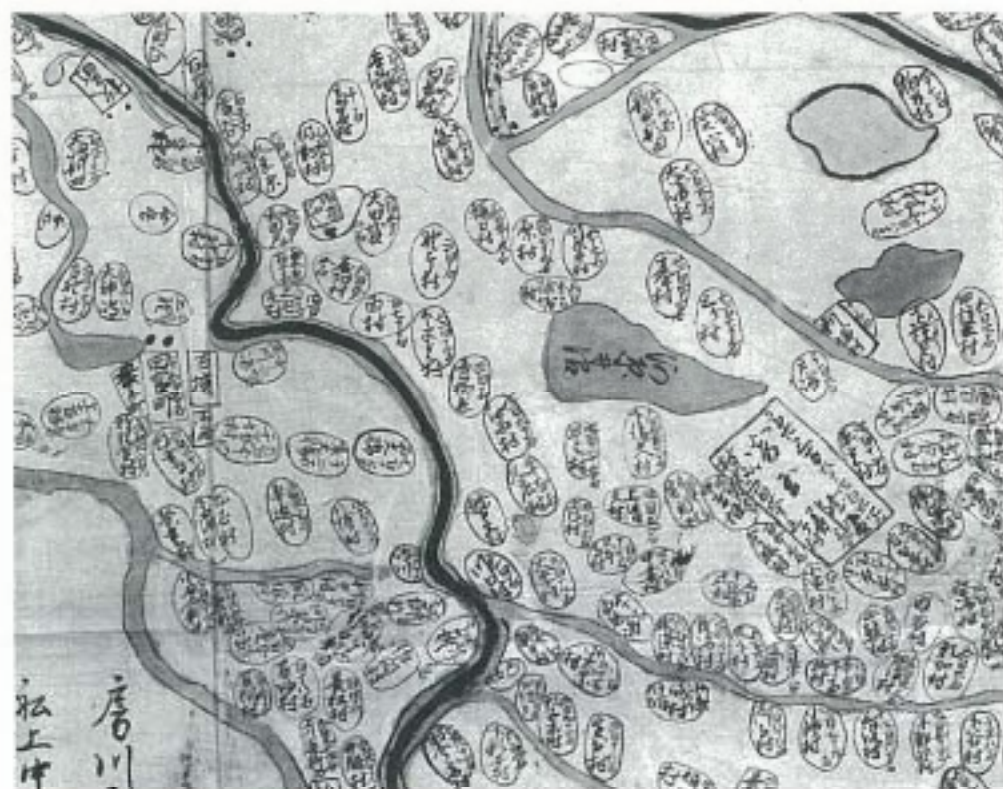
当時の河原井沼の範囲を現在の地図にあてはめてみると、北西は県道川越・栗橋線から、NHK東京放送所、清久工業団地、久喜菖蒲工業団地を含み、南東は県道大宮・栗橋線までの範囲と考えられます。

河原井沼は、上流の騎西領や菖蒲領の悪水が落ち込む溜井であるとともに、下流の村々の用水源にも利用されていたものと思われます。流入する堀には古^{ざるた}策田堀、五ヶ村堀、外谷落、大蔵落などが、排水する堀には備前堀、庄兵衛堀、爪田ヶ谷堀などがあげられます。

河原井沼の造成については、資料が残されていないので不明ですが、備前堀や姫宮落（爪田ヶ谷堀）とのかかわりから考えて、近世初頭に溜井として造成され、騎西領や菖蒲領及び下流域の用排水の調整機能をあわせ持っていたものと思われます。



1 川原井沼新田開発願書付
埼玉県立文書館保管・林家文書53



2 武蔵国絵図 河原井沼付近
埼玉県立文書館保管・堀口家文書1699

II 河原井沼の開発

1 見沼代用水と井沢弥惣兵衛

江戸幕府の財政を支えるものは、農民からの年貢収入でした。そのため幕府は、江戸時代初期から産業の基盤となる耕地の整備や開発などを重点的に進めてきました。それらの中の一つに、河川の改修や用排水路の開削があげられます。

元禄期（1688～1703）になると、幕府財政が破たんし窮迫が著しくなり、その立て直しをせまられました。そこで登場したのが八代将軍徳川吉宗です。

吉宗は、まず大名から一万石に100石の割合で献米を徴収する「^{あげまい}上米令」を発して急場をしのごう一方で、年貢免率の引き上げ及び新田開発による年貢の増徴策をとりました。

この政策の推進役を果たしたのが井沢弥惣兵衛為永です。井沢弥惣兵衛はこれまで開発の対象外であった各地に残る多くの池沼に着目しました。この池沼の開発を可能にしたのが、伊奈氏の関東流に代わる紀州流治水技術の採用でした。この紀州流で実施されたのが見沼の開発です。

見沼は浦和、大宮両市の東部に位置し、その面積は1200町歩余におよび、下流5000町歩余の水田を灌漑していました。

新田開発の奨励に基づいて県内最大の見沼溜井も干拓され、見沼代用水は、見沼の干拓によって用水源を失う村々に見沼に代わる用水路として開削されたものです。この工事を担当した井沢弥惣兵衛は、享保10年（1725）に見沼を検分した後、同12年9月に着手し、同13年の春に完成しました。

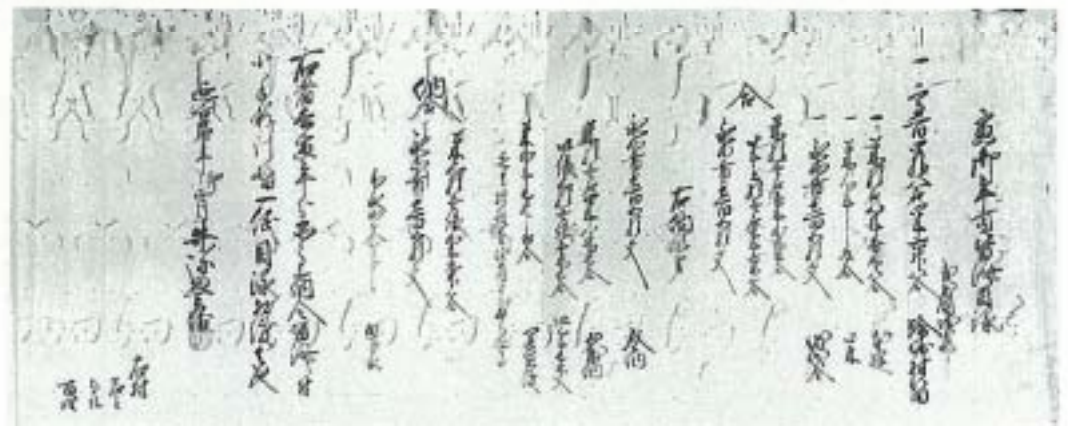
見沼代用水は、利根川沿岸の下中条（行田市）から取水し、途中は星川の流路を利用して、柴山（白岡町）で元荒川を伏越でくぐり、上瓦葺（上尾市）で綾瀬川に掛渡井を架けて通し、さらに見沼の兩岸を通すため東縁、西縁の二流に分かれ、全長80kmの水路となりました。

井沢弥惣兵衛為永 承応3～元文3. 3. 1（1654～1738）

幕臣、普請奉行、勘定吟味役、紀州流土木技術者。名は為永、弥惣兵衛は通称。

紀伊国海草郡溝ノ口村（現海南市）生まれ、初め紀州徳川家に仕えたが、吉宗が将軍となると、享保8年（1723）招かれて幕臣となりました。近江、下総、播磨などの新田を検し、摂津、河内、甲斐、信濃などの諸河川の普請を担当し、勘定吟味役となりました。

見沼代用水路の開削工事を終えた後、享保20年美濃代官を兼任し、元文2年（1737）勘定吟味役を辞して寄合となり、翌3年76才で没しました。



3 除堀村新田年貢皆済目録 茂木啓明家所蔵
開発の施工者である井沢弥惣兵衛の受領印がみられます。

2 河原井沼の新田開発願

享保13年（1728）見沼代用水路の開削により見沼の開発工事が完了すると、井沢弥惣兵衛は見沼代用水路沿線に残る数多くの池沼の開発にとりかかりました。河原井沼をはじめ小林沼、栢間沼（菖蒲町）、柴山沼、皿沼（白岡町）、黒沼（春日部市・岩槻市）、笠原沼（宮代町・白岡町）などの沼です。

これらの沼は、上流の悪水を貯溜し、下流域の用水源として利用されていたものです。それが見沼代用水の利根川からの導水により、その豊富な水量を用水として利用できることになり、本格的な開発を行うことが可能となりました。

河原井沼の開発は、見沼代用水路の開削が大きな要因でしたが、各沼ともそれ以前から小規模ながら周辺部の新田化が進められたり、また、開発の計画がしばしば立てられていたようです。

享保10年（1725）正月の「川原井沼新田開発願書付」には、享保7年に江戸下谷の岩田忠平衛が請負人となり国納村（現宮代町）の名主平左衛門を出願人として開発の願書を提出していたとあります。続いて、享保11年2月には、台村・除堀村・三箇村から開発願が御普請奉行に提出されています。この史料には、沼地一反に付地代金二分で請負い、三年賦で上納したいと書かれてあります。

これらの出願は直ちに実現しませんでした。見沼開発と見沼代用水路の開削によって、河原井沼の開発が実現することになりました。

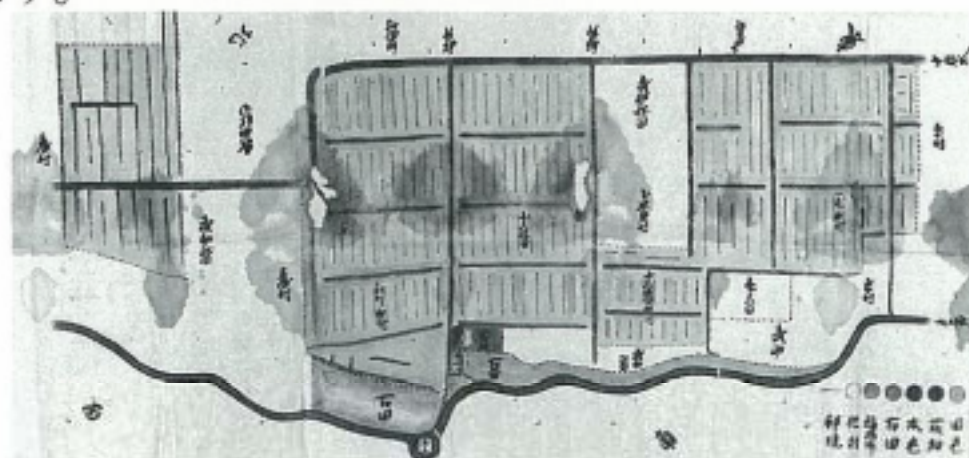
「河原井沼新田溜井復旧願に付一札」の中に、「……享保十三年同郡太田袋村武助申者、右沼御新田引請開発仕度旨井沢弥惣兵衛様奉願、御同人様御掛り右沼高七百石余之処御新田相成候……」と書かれてあり、享保13年に太田袋村の武助が出願人となって、井沢弥惣兵衛の指揮のもとに開発がすすめられたことがわかります。



見沼代用水と開発沼沢地の分布
(白岡町史より引用)

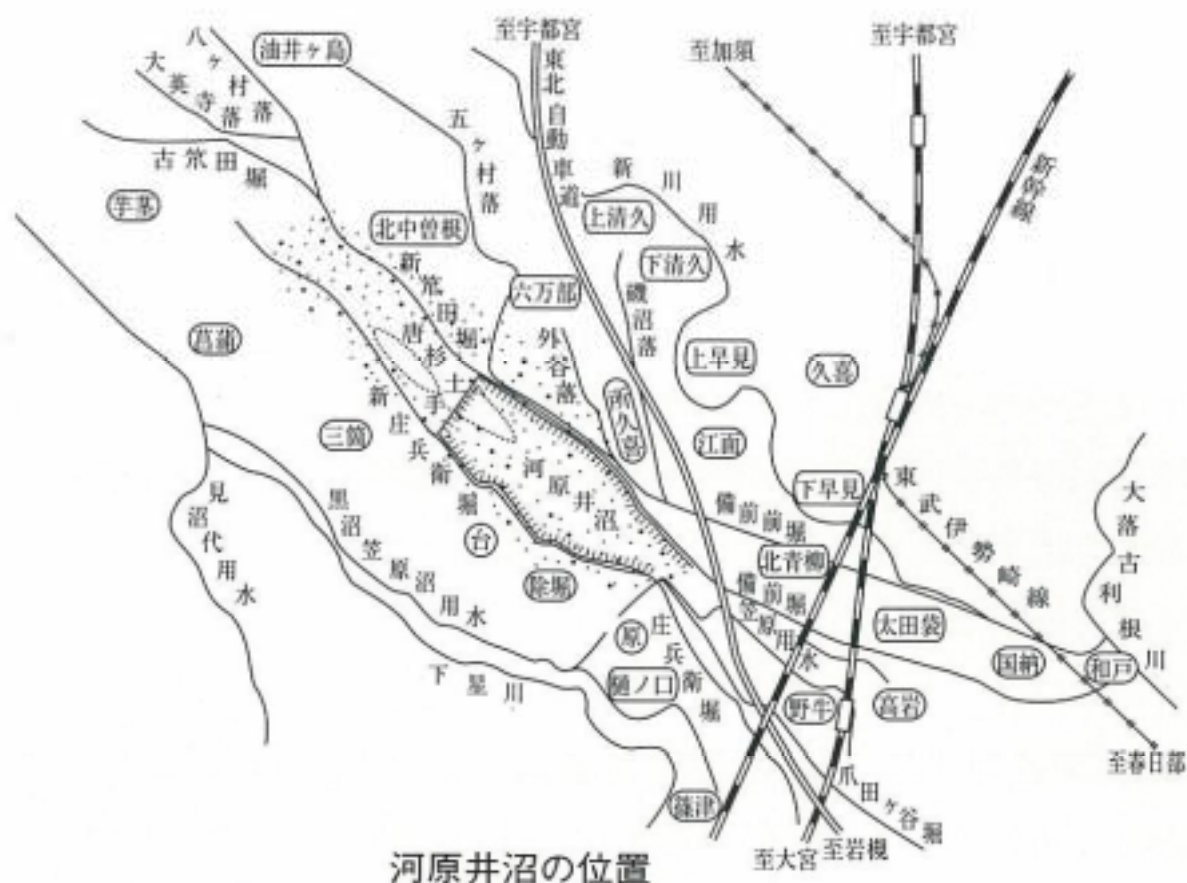


4 川原井沼開発願 石塚好家所蔵



5 河原井沼新田絵図 (除堀分) 茂木啓明家所蔵

3 河原井沼の工事



河原井沼は次のような開発方法で行われました。

- (1) 沼へ流入する悪水を締切るため、新策田堀、外谷落の新流路を開削するとともに悪水の沼内への流入を防ぐため、中曽根村地先の沼の北東岸に沿って水除堤を築いた。そして、さらに新流路（新策田堀）を掘削し、沼の東を流れる備前堀と古策田堀を結んだ。
- (2) 外谷落の沼口を締切り新策田堀へ導入した。
- (3) 沼内の排水をするため、唐杉土手を築き沼を南北に分断した。そして、北部の排水には新庄兵衛堀を開削し、南部は野牛堀を開削、爪田ヶ谷堀を拡張して排水した。

このように、沼の周囲に水除堤を築き悪水の流入を防ぐとともに、悪水を締切り新流路を開削して、それに落ちるようにしました。そして、排水路を新削し、沼内の水の排除を実施しました。これにより河原井沼の開発が可能となりました。



河原井沼新田（昭和42年ごろ）

工事は主として沼廻りの台村、除堀村、原村、下早見村、江面村、所久喜村の村民があたりました。しかし、排水が行われても低湿地であったため、縦35間（約63m）、横2間（約3.6m）ほどの堀を無数に掘り、その土を積み上げて田を造成するという方法で行われました。これは掘上田と呼ばれ、造成された新田は、沼廻りの6カ村に配分されました。

Ⅲ 開発後の新田

1 新田の検地



8 川原井沼新田地に付議定

埼玉県立文書館保管・内田家文書400

享保13年（1728）「川原井沼新田地に付議定」では、所久喜村では新田の分配について43人が議定して名主に差し出しています。これによりますと、「所久喜村の新田は、最初11人で引き請けることになっていたが、今度43人が願い出たので、双方で話し合いをして取り決めをした」とあります。

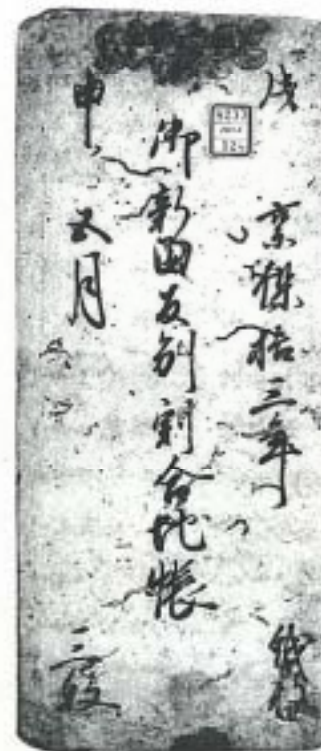
これを具体的に割り渡しをしたのが、「所久喜村新田反別割合地帳」です。

5町9反1畝18歩を46人に分割しています。

その内訳は、

1反3畝20歩	40人
5畝歩	4人
1反4畝28歩	1人
1反歩	1人

となっています。



10 所久喜村新田
反別割合地帳
埼玉県立文書館保管
内田家文書126

開発された新田は、5年間の^{くわした}鋤下年季（開墾後の減免期間）を経て、享保18年（1733）6月に検地が実施されました。

下記の表のように、81町8反歩余の田と2町1反5畝歩余の畑が確定し、石高701石2斗5升9合となり、台村をはじめ6カ村に配分されました。なお、武助新田は、河原井沼開発の出願人である太田袋村の武助の名を冠した村で、台村から村立てしたものです。

河原井沼新田請村反別・石高表

村名	反別	石高	堀数分	畑之分
	町反畝歩	石斗升合	町反畝歩	町反畝歩
台村南組	6. 1. 0.24	55. 0. 4. 4	2. 0. 3.18	
台村北組	7. 4. 6. 9	66. 4. 2. 1	2. 4. 8.23	
除堀村	17. 1. 6.18	※146. 0. 6. 8	5. 6. 4.26	2. 2. 0
原村	6. 5. 4.21	50. 3. 1. 5	1. 8. 8.21	8. 8.18
下早見村	11. 3. 3.15	97. 5. 1. 8	3. 5. 6.15	6. 4. 0
江面村本田	6. 8. 2. 3	61. 5. 8. 8	2. 2. 7.11	
江面村新田	4. 7. 2. 6	36. 7. 7. 3	1. 5. 4.15	8.21
所久喜村	11. 2. 8.24	101. 6. 2. 7	3. 7. 6. 8	
武助新田	10. 3. 5. 3	85. 9. 0. 5	3. 3. 4. 7	
計	81. 8. 0. 3	701. 2. 5. 9	26. 5. 4.24	2. 1. 5.21

(注) ※は外2石4斗高後御免分 内田正也家文書 No. 260 [年貢高、堀々丁場覚より]



11 年貢高、堀々丁場覚
埼玉県立文書館保管・内田家文書260

所久喜村新田の田11町2反8畝24歩の反別構成については、下記の表のようになります。等級は、上ノ下田、中田、中ノ下田、下田、下ノ下田、見付田の6段階に分けられ、見付田はさらに3段階に分けられました。

所久喜村新田全体では、中ノ下田以上が4割、下田以下が6割となっており、下田が全体の25%を占め、見付田も約23%となっています。新田内には屋敷、畑もなく、生活の基盤は本村におかれ、持添新田として維持されていました。

所久喜村新田反別構成表

等級	享保18年				明治5年				粗数引	粗数引比率
	反別	取	高	比率(反別)	反別	取	高	比率(反別)		
上ノ下田	町反畝歩 1. 1. 3.24	石斗 1. 2	石斗升合 13. 6. 5. 6	% 10.1	町反畝歩 7. 8.17	石斗 1. 2	石斗升合 9. 4. 2. 8	% 9.8	町反畝歩 3. 5. 7	% 31.0
中田	1. 4. 9.24	1. 1	16. 4. 7. 8	13.3	1. 0. 1.24	1. 1	11. 1. 9. 8	12.7	4. 8. 0	32.0
中ノ下田	1. 9. 6.27	1. 0	19. 6. 9. 0	17.4	1. 3. 3.10	1. 0	13. 3. 3. 3	16.7	6. 3.17	32.3
下田	2. 8. 3.21	0. 9	25. 5. 3. 3	25.2	1. 8. 9.27	0. 9	17. 0. 9. 1	23.7	9. 3.24	33.1
下ノ下田	1. 2. 3.18	0. 8	9. 8. 8. 8	10.9	8. 4. 1	0. 8	6. 7. 2. 2	10.5	3. 9.17	32.0
見付田	1. 2. 7.12	0. 7	8. 9. 1. 8	11.3	1. 0. 2. 6	0. 7	7. 1. 5. 4	12.8	2. 5. 6	19.8
見付田	1. 0. 6. 0	0. 6	6. 3. 6. 0	9.4	8. 2. 5	0. 6	4. 9. 3. 0	10.3	2. 3.25	22.5
見付田	2. 7.18	0. 4	1. 1. 0. 4	2.4	2. 7.18	0. 4	1. 1. 0. 4	3.5	0	0
計	11. 2. 8.24		101. 6. 2. 7	100.0	7. 9. 9.18		70. 9. 6. 0	100.0	3. 2. 9. 6	29.2

内田正也家文書 No51, 所久喜村新田検地帳から作成 内田正也家文書 No85, 所久喜村新田名寄帳から作成



12 所久喜村新田検地帳

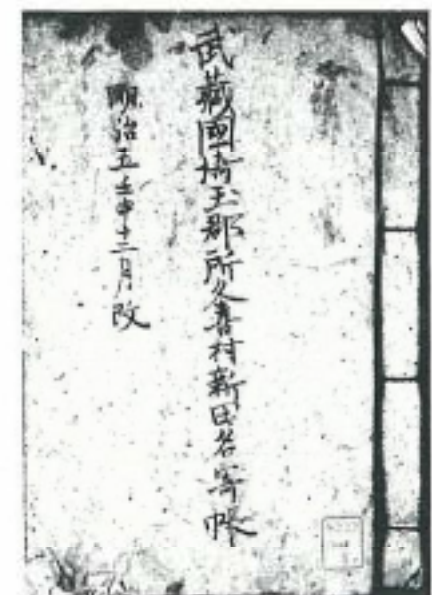
埼玉県立文書館保管・内田家文書5

所有反別と持高階層については、1町以上の所有者が全59人の内2人で、1反以上1町未満が46人、78%と大部分を占めていました。また、持高については、1石以上5石未満が30人とほぼ半数を占め、5斗以上1石未満の21人と合わせた86%が5斗以上5石未満に集中していました。これは、開発から140年ほどたった明治5年(1872)と比較してみても、ほとんど変化していません。

所久喜村新田所有反別・持高階層表

反別	享保18年		明治5年		持高	享保18年		明治5年	
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)		人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
1町以上	2	3.4	0	0	10石以上	2	3.4	0	0
5反以上 1町未満	1	1.7	※1	2.6	5石以上 10石未満	1	1.7	※1	2.6
1反以上 5反未満	※46	77.9	27	71.0	1石以上 5石未満	30	50.8	26	68.4
5畝以上 1反未満	5	8.5	8	21.1	5斗以上 1石未満	21	35.6	8	21.1
5畝未満	5	8.5	2	5.3	5斗未満	※5	8.5	3	7.9
計	59	100.0	38	100.0	計	59	100.0	38	100.0

(注) ※は村持を含む 内田正也家文書 No5, 所久喜村新田検地帳, No85, 所久喜村新田名寄帳より



13 所久喜村新田名寄帳

埼玉県立文書館保管・内田家文書85

江面村新田は、中ノ下田以上が約12%、下田以下が約86%と、所久喜村新田に比べて、非常に質の悪い新田でした。

除堀村新田では、中ノ下田が3割、下田以下が7割となっており、下ノ下田と見付田が全体の約半数を占めていました。所久喜村新田と似た構成となっています。

持添新田 本村から地続きの土地で人の住んでいない新田。

2 年貢の納入

河原井沼の開発によってつくられた新田は、土地柄も非常に不安定なものでした。宝暦6年(1756)の「所久喜村新田村訳書上帳」によると、「騎西領菖蒲領の悪水を新田の縁辺に付廻したので、たえず通水が強く、排水も爪田ヶ谷堀だけなので、古田の悪水も落込み、大雨の時は新田に逆流してしまう」とあります。加えて低湿地であったため、水害を受けやすく、享保18年(1733)「所久喜村新田検地願並年貢割付状」には、「仕付候所不残水腐」、「潰地並水腐引」とあり、連年冠水のため被害が出ていたことが記されています。他にも同様な史料が多くみられ、田がつくられても、水害を受けやすい土地であったことがわかります。

このような土地柄の新田であります、検地を受けて土地が確定したので、年貢を納入しなければならなくなりました。



16 所久喜村新田村訳書上帳
埼玉県立文書館保管
内田家文書68

河原井沼の新田で生産された米は、上質のものではありませんでした。「所久喜村新田村訳書上帳」には、「青米やくだけた米が多く、古田でとれた米を代わりに納入している」ことが、寛政2年(1790)の「年貢米石代金納願」には、「大風雨により、収穫がおぼつかないのに、年貢米を石代金で納入できるように願っている」ことが記されています。また、同10年の「水害に付年貢引方願」には、「たびたびの大雨により稲草が水冠水腐なので、検見願や年貢引方について村で話し合った」とあるなど、水害による年貢の減免や代金納の願いが数多くみられます。

所久喜村新田年貢米納入辻

年	本 途				口 米		
	石	斗	升	合	斗	升	合
享保20年(1735)	8.	2.	7.	4	2.	2.	3
元文2年(1737)	8.	0.	5.	5			2.3
◇ 3年(1738)	1.	8.	4.	9			5.0
◇ 4年(1739)	11.	0.	0.	9	2.	9.	8
◇ 5年(1740)	17.	4.	8.	0	5.	0.	0
寛保3年(1743)	17.	0.	6.	9	4.	8.	8
延享元年(1744)	9.	7.	3.	0	2.	7.	8
◇ 3年(1746)	6.	9.	0.	3			
◇ 4年(1747)	2.	4.	7.	4			
寛延3年(1750)	5.	9.	7.	5			
◇ 4年(1751)	6.	4.	3.	1			
宝暦2年(1752)	10.	9.	1.	3			
◇ 3年(1753)	11.	7.	2.	6			
◇ 4年(1754)	9.	1.	8.	6			

内田正也家文書 No.260(年貢高、堀々丁場覚)より

所久喜村新田の年貢納入状況によれば、納入高は年によって大きな差がみられました。元文3年(1738)と同5年では、10倍近い開きがあるように、収穫量の不安定な新田であったことがうかがえます。

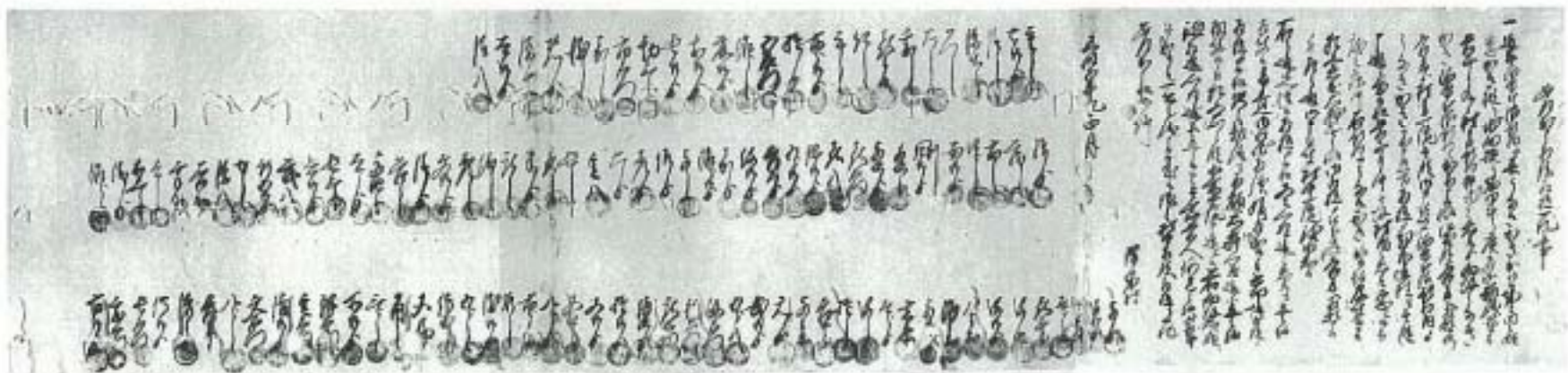


26 水害に付年貢引方願 茂木啓明家所蔵

3 水利と普請

河原井沼の新田は、溜井を干拓して開発したので、周囲に囲堤を築き悪水が新田に落ち込まないようにしてありました。天明元年（1781）の「河原井沼新田囲堤普請願」には、囲堤の老朽化が著しい様子や、それにとまなう新田の冠水状況が詳細に記されており、囲堤の重要性がうかがえます。天明6年には、庄兵衛堀にかかる土橋が出水によって破損したので、掛替願が出されました。また、安政2年（1855）の大地震によっても被害を受けていたようで、普請願書が提出されています。

このような水害による破堤や棄損が多くみられるのも、河原井沼新田のおかれた地理的な環境を表わしたものです。



29 河原井沼新田うなぎかきに付取極 茂木啓明家所蔵

水害や災害による被害以外にも、新田組合村々の農民による被害もみられました。上記の史料には、「新田内の堀割に生息するウナギを取るために、田の畦をかき破る者が出ているので、除堀村百姓117名が相談のうえその禁止を取り決めた」とあり、農民たち自身が自主的な取り決めをして新田の維持を図ろうとしている様子がうかがえます。

こうして開発された河原井沼新田は、その立地条件からも大部分が生産性の低い水田でした。そのため、開発後50年以上も経過した天明2年（1782）には、「河原井沼新田は悪影響が大きいので、元の溜井に復旧してもらいたい」という内容の「河原井沼新田溜井復旧願に付一札」が提出されました。



30 河原井沼新田溜井復旧願に付一札
埼玉県立文書館保管・内田家文書290

河原井沼新田は、生産性も低く数多くの問題もかかえてましたが、見沼開発の一環として、その見沼代用水の開通にとまなう豊富な水量を利用して、沿線の多くの池や沼と共に開発されたものでした。81町歩余、701石余の新田は、武助新田を除いて6か村の持添新田として天領に組み込まれ幕末まで維持されました。このように河原井沼の開発は、幕府の年貢増徴策に対応するとともに、沼廻り各村に果たした役割は大きいものでありました。

4 現在の河原井沼

久喜市と菖蒲町の境界に位置する約198ヘクタールの河原井沼地域に、工業団地を造成しようとする計画が具体化してきたのは、昭和41年（1966）ごろのことです。その後、9カ年の歳月を要し昭和52年3月、165ヘクタールの久喜菖蒲工業団地が完成しました。

工業団地の中央の池は、周囲の約40ヘクタールの緑地とともに県立公園として管理され、魅力ある釣場やボート場として利用され地域の新名所として、家族連れなどでにぎわっており、多くの人々から親しまれています。



31 久喜菖蒲公園

展 示 資 料 一 覧

I 開発前の河原井沼	
1	川原井沼新田開発願書付
2	写真パネル 武蔵国絵図 河原井沼付近
II 河原井沼の開発	
3	除堀村新田年貢皆済目録
4	川原井沼開発願
5	河原井沼新田絵図（除堀分）
6	写真パネル 昭和22年の航空写真
7	写真パネル 南北埼玉郡内用悪水路村名略図
III 開発後の新田	
8	写真パネル 川原井沼新田地に付議定
9	新田分人別帳五人組帳差上に付一札
10	所久喜村新田反別割合地帳
11	写真パネル 年貢高、堀々丁場覚
12	所久喜村新田検地帳
13	所久喜村新田名寄帳
14	除堀村新田検地帳
15	江面村新田検地帳
16	所久喜村新田村訳書上帳
17	河原井沼新田高組帳
18	河原井沼新田地代金納小前帳
19	所久喜村新田検地願並年貢割付状
20	所久喜村新田年貢勘定帳
21	所久喜村新田地代金上納之訳書上帳
22	所久喜村新田請本免反取米書上帳
23	除堀村新田地代永納辻書上帳
24	除堀村田方反取書上帳
25	凶作に付増米延期願
26	水害に付年貢引方願
27	河原井沼新田囲堤普請願
28	水害に付土橋普請願
29	河原井沼新田うなぎかきに付取極
30	河原井沼新田溜井復旧願に付一札
31	写真パネル 久喜菖蒲公園
IV その他	
32	写真パネル 昭和45年ごろの河原井沼
33	写真パネル 昭和61年ごろの久喜菖蒲工業団地



33 昭和61年ごろの久喜菖蒲工業団地

公文書館利用案内

- 開館時間 9:00~17:00
- 休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始
※企画展の期間中は、日曜日も観覧できます。
- 交通案内 JR宇都宮線・東武伊勢崎線
久喜駅西口下車徒歩17分(市役所西側)